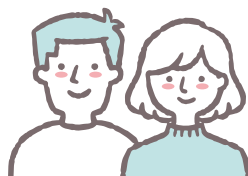


子どもが欲しい夫婦・カップルを応援します！

《 青森県 》

不妊治療費 助成のご案内



不妊治療に必要な治療費に係る経済的負担を軽減するため、
公的医療保険が適用される一般不妊治療と生殖補助医療の自己負担額を全額助成します。

《 申請方法は裏面をご参照ください 》

助成 対象者

- ①夫、妻のいずれか一方、または両方が青森県に居住し、住民基本台帳に記載されている方
- ②公的医療保険が適用される一般不妊治療または生殖補助医療を行うための治療計画の作成を受け、自己負担額を支払っている夫婦（事実婚関係にある方々も対象）

助成対象 治療

- ①保険医療機関において行う、公的医療保険適用の一般不妊治療
（治療計画の作成を受け、令和7年4月1日以降に行われた治療）
- ②保険医療機関において行う、公的医療保険適用の生殖補助医療
（令和6年7月1日以降に治療計画の作成を受け、行われた治療）

※医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合であっても、公的医療保険が適用される場合は助成の対象となります。

※公的医療保険適用の生殖補助医療と併用して自費で行われた先進医療は助成の対象とはなりません。

※助成対象となる医療機関は、青森県内の医療機関に限定していません。

助成額

対象者が保険医療機関において支払った治療に係る
自己負担額（高額療養費制度等適用後）の全額

※他都道府県、市区町村が実施する不妊治療費に係る助成を既に受けている治療については、助成を受けることはできません。

問い合わせ・申請書提出先

青森県不妊治療費助成事務センター

県事業受託者：株式会社ジェイアール東日本企画・株式会社日専連ホールディングス

コールセンター

0120-012271

受付時間 9:00～17:00 ※土日・祝祭日を除く

〒030-8691 青森中央郵便局 郵便私書箱第12号（株式会社日専連ホールディングス）

事務センター
ホームページは
こちらから



FAQは
こちらから



青森県 不妊 助成

検索

申請方法

「青森県不妊治療費助成事務センター」まで、郵送またはオンライン申請により必要書類を提出してください。

1 郵送

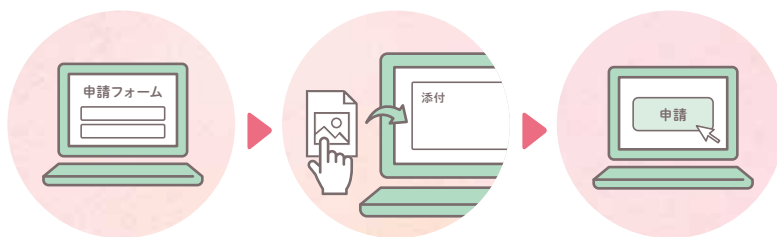
「青森県不妊治療費助成金交付申請書」と下記の添付書類①～⑤を「青森県不妊治療費助成事務センター」まで、郵送にて提出してください。

※「青森県不妊治療費助成金交付申請書」は事務センターホームページでダウンロード可能。



2 オンライン申請

「青森県不妊治療費助成事務センター」ホームページ内にある申請フォームに必要な事項を入力したうえで、下記の添付書類①～⑤の写真データまたはスキャンデータを登録(アップロード)してください。



添付書類

- ① 一般不妊治療または生殖補助医療に係る治療計画の写し
- ② 医療機関等が発行した治療に係る領収書及び明細書の写し
- ③ 夫、妻それぞれの住所が確認できる書類
※住民票謄本、または住所を確認できる運転免許証、マイナンバーカード等の写しをご提出ください。
- ④ 振込先が確認できる書類(預金通帳等)の写し
- ⑤ 医療保険各法に基づき給付される高額療養費や付加給付等がある場合は、その額が確認できる書類の写し

注意事項

※高額療養費や付加給付に該当するかどうかは、加入している健康保険(社会保険・国民健康保険など)に確認し、該当する場合は各自で申請して、通知書などが届いてから助成を申請してください。
※申請書類に不備があった場合は電話で申請者へ連絡する場合がございます。
※助成金の給付決定は書類審査の完了後、給付決定通知書を郵送で通知いたします。
※給付方法は口座振込により給付いたします。
※書類審査により助成対象とならない場合もございます。
※後日、不正受給が発覚した場合は、給付した助成金を返還いただきます。